

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	遠賀川河口堰閲覧装置設置
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 牟田 弘 幸 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
契約締結日	令和 6年11月 6日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社プランニング松元 福岡県福岡市博多区住吉2丁目15番10号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥770,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥803,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 遠賀川河口堰閲覧装置設置
2. 履行場所 遠賀川河口堰
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市博多区住吉2丁目15番10号
会社名：株式会社 プランニング松元
電 話：092-284-9211
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、遠賀川河口堰を訪れる見学者等に対して、遠賀川流域の歴史や河口堰の役割を深く理解して頂く事を目的に、河口堰及び近隣自治体等の既存広報資料等をタブレットで閲覧できる設備を設置するものである。

- 2) 業務の内容

本業務は、河口堰及び近隣自治体等の既存広報資料等をタブレットで閲覧できる設備を設置するものである。

- 3) 契約に付する理由

本業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及び企画競争の手続きに基づき調査審議した結果、株式会社プランニング松元は、本業務を遂行するために必要な実績及び実施体制を備えていると判断され、かつ、評価テーマに対する企画提案において、総合的に優れた提案を行ったものである。

よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

遠賀川河川事務所 河口堰管理支所長